

別紙3中、「1. (1) ②ナ」を「1. (1) ②ラ」に、「1. (1) ②ネ」を「1. (1) ②ナ」に、「1. (1) ②ツ」を「1. (1) ②ネ」に、「1. (1) ②ソ」を「1. (1) ②ツ」に、「1. (1) ②レ」を「1. (1) ②ソ」に、「1. (1) ②タ」を「1. (1) ②レ」に、「1. (1) ②ヨ」を「1. (1) ②タ」に、「1. (1) ②カ」を「1. (1) ②ヨ」に、「1. (1) ②ワ」を「1. (1) ②カ」に、「1. (1) ②ヲ」を「1. (1) ②ワ」に、「1. (1) ②ル」を「1. (1) ②ヲ」に、「1. (1) ②ヌ」を「1. (1) ②ル」に、「1. (1) ②リ」を「1. (1) ②ヌ」に、「1. (1) ②チ」を「1. (1) ②リ」に、「1. (1) ②ト」を「1. (1) ②チ」に、「1. (1) ②へ」を「1. (1) ②ト」に、「1. (1) ②ホ」を「1. (1) ②へ」に、「1. (1) ②ニ」を「1. (1) ②ホ」に、「1. (1) ②ハ」を「1. (1) ②ニ」に、「1. (1) ②ロ」を「1. (1) ②ハ」に改める。

別紙3中、1. (1) ① (ニ) イ) を次のとおり改める。

イ) ETC車以外の自動車の場合

外回り (各入口インターチェンジから高谷ジャンクション方面へ通行する場合 (新倉PAで転回する場合を含む。))

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
東名ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
中央ジャンクション・東八道路	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
青梅街道	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
大泉	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光北	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
戸田西	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	958.222	1,195.462	1,411.094	1,884.005	3,040.008
戸田東	925.160	1,154.134	1,392.368	1,884.005	3,040.008
外環浦和	868.481	1,083.286	1,307.351	1,813.812	2,874.870
川口西	—	—	—	—	—
川口中央	762.209	950.446	1,147.943	1,594.626	2,509.560
川口ジャンクション	740.955	923.878	1,116.061	1,550.788	2,436.498
川口東	710.254	885.502	1,070.010	1,487.468	2,330.964
草加	629.960	785.134	949.568	1,321.861	2,054.952
草加八潮ジャンクション	535.496	667.054	807.872	1,127.029	1,730.232
三郷	459.924	572.590	694.516	971.163	1,470.456
三郷南	—	—	—	—	—
松戸	388.522	448.152	507.782	641.951	969.918
市川北	—	—	—	—	—
市川中央	258.634	285.792	312.950	374.057	523.428
京葉ジャンクション	230.294	250.368	270.442	315.607	426.012
市川南	—	—	—	—	—

内回り（各入口インターチェンジから東名ジャンクション方面へ通行する場合（新倉PAで転回する場合を含む。））

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高谷ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
市川南	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
京葉ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
市川中央	—	—	—	—	—
市川北	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
松戸	—	—	—	—	—
三郷南	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
三郷	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
草加八潮ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
草加	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
川口東	—	—	—	—	—
川口ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
川口中央	—	—	—	—	—
川口西	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
外環浦和	—	—	—	—	—
戸田東	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
戸田西	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光北	655.937	784.680	911.616	1,197.222	1,895.370
和光	606.344	722.688	837.226	1,094.935	1,724.892
大泉	530.772	628.224	723.869	939.070	1,465.116
青梅街道	—	—	—	—	—

別紙3中、1.(1)①(ニ)ロ)を次のとおり改める。









別紙3中、1. ②のうち、「(20) から (43) まで」を「(20) から (44) まで」に改める。

別紙3中、1. (1) ②イの次に次のとおり加える。

ロ 一般国道4号(東埼玉道路)(以下「東埼玉道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

				浦和野田線
			越谷総合公園川藤線	—
		越谷吉川線	185.424	279.888
	蒲生柿木川戸線	194.870	230.294	324.758
草加八潮	199.594	244.464	279.888	374.352

普通車

				浦和野田線
			越谷総合公園川藤線	—
		越谷吉川線	194.280	312.360
	蒲生柿木川戸線	206.088	250.368	368.448
草加八潮	211.992	268.080	312.360	430.440

中型車

				浦和野田線
			越谷総合公園川藤線	—
		越谷吉川線	203.136	344.832
	蒲生柿木川戸線	217.306	270.442	412.138
草加八潮	224.390	291.696	344.832	486.528

大型車

				浦和野田線
			越谷総合公園川藤線	—
		越谷吉川線	223.062	417.894
	蒲生柿木川戸線	242.545	315.607	510.439
草加八潮	252.287	344.832	417.894	612.726

特大車

				浦和野田線
			越谷総合公園川藤線	—
		越谷吉川線	271.770	596.490
	蒲生柿木川戸線	304.242	426.012	750.732
草加八潮	320.478	474.720	596.490	921.210

別紙3中、1.(1)④イ(ロ)のうち、

「

(A)
東京外環自動車道と東北縦貫自動車道弘前線との接続部
東京外環自動車道と関越自動車道新潟線との接続部
東京外環自動車道と常磐自動車道との接続部
東京外環自動車道と東関東自動車道水戸線との接続部
東京外環自動車道と中央自動車道富士吉田線との接続部
東京外環自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する第一東海自動車道（以下「第一東海自動車道」という。）との接続部

」を

「

(A)
東京外環自動車道と東北縦貫自動車道弘前線との接続部
東京外環自動車道と関越自動車道新潟線との接続部
東京外環自動車道と常磐自動車道との接続部
東京外環自動車道と東関東自動車道水戸線との接続部
東京外環自動車道と東埼玉道路との接続部
東京外環自動車道と中央自動車道富士吉田線との接続部
東京外環自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する第一東海自動車道（以下「第一東海自動車道」という。）との接続部

」に

改める。

別紙3中、1.(2)②ロ(イ)のうち、「平成26年4月1日から令和2年3月31日までの間」を「平成26年4月1日から令和3年3月31日までの間」に、「平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間」を「平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間」に、「平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間」を「平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間」に改める。

別紙3中、1.(2)⑦イ及びロを次のとおり改める。

イ 割引をする自動車

次表の(A)に掲げる道路、(B)に掲げる東京外環自動車道の区間及び(C)に掲げる首都高速道路株式会社が管理する道路を東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより連続して通行し、ハに定める首都高速道路株式会社が管理するインターチェンジを入口又は出口として通行するET



C車（ただし、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施に伴い、東日本高速道路株式会社が別に定める期間を除く。）（ただし、新倉PAで転回する場合を除く。）。

なお、首都高速道路株式会社が管理する道路を通行するETC車が、東京高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行し、更に連続して首都高速道路株式会社が管理する道路を通行する場合は、これを1回の通行とみなすものとする。

	(A)	(B)	(C)	(D)
1	東北縦貫自動車道弘前線	美女木ジャンクションから 川口ジャンクションまで	都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉 県道高速板橋戸田線	首都高速道路株式会社が管理する川口ジャン クション
2	東北縦貫自動車道弘前線	川口ジャンクションから 三郷インターチェンジまで	都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉 県道高速足立三郷線	
3	関越自動車道新潟線	東名ジャンクションから 大泉インターチェンジまで	都道首都高速3号線	—
4	関越自動車道新潟線	大泉インターチェンジから 川口ジャンクションまで	都道高速葛飾川口線及び埼玉県県道高速葛飾川口線	—
5	常磐自動車道	三郷インターチェンジから 京葉ジャンクションまで	都道首都高速7号線	首都高速道路株式会社が管理する三郷ジャン クション
6	常磐自動車道	川口ジャンクションから 三郷インターチェンジまで	都道高速葛飾川口線及び埼玉県県道高速葛飾川口線	
7	東関東自動車道水戸線	京葉ジャンクションから 高谷ジャンクションまで	都道首都高速7号線	首都高速道路株式会社が管理する高谷ジャン クション
8	東埼玉道路	美女木ジャンクションから 草加八潮ジャンクションまで	都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉 県道高速板橋戸田線	首都高速道路株式会社が管理する川口ジャン クション
9	東埼玉道路	草加八潮ジャンクションから 京葉ジャンクションまで	都道首都高速7号線	首都高速道路株式会社が管理する三郷ジャン クション
10	京葉道路	三郷インターチェンジから 京葉ジャンクションまで	都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉 県道高速足立三郷線	首都高速道路株式会社が管理する、一般国道 14号及び都道首都高速7号線との接続部
11	京葉道路	京葉ジャンクションから 高谷ジャンクションまで	神奈川県道高速湾岸線、都道高速湾岸線及び千葉県 道高速湾岸線	
12	中央自動車道富士吉田線	中央ジャンクションから 美女木ジャンクションまで	都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉 県道高速板橋戸田線	—
13	首都高速道路株式会社が管理する埼 玉県道高速さいたま戸田線	中央ジャンクションから 美女木ジャンクションまで	都道首都高速4号線	—
14	首都高速道路株式会社が管理する埼 玉県道高速さいたま戸田線	美女木ジャンクションから 川口ジャンクションまで	都道高速葛飾川口線及び埼玉県県道高速葛飾川口線	—

## ロ 割引額等

(イ) イの表中1、2、5から7まで、10及び11の(B)に掲げる東京外環自動車道のインターチェンジ相互間（以下「(B)のインターチェンジ相互間」という。）

イの表中1、2、5から7まで、10及び11の項毎に、次の算式により算出した額（以下「算出額」という。）が正の数となる場合は、これを割引適用後の料金の額とし（ただし、算出額が(B)のインターチェンジ相互間の料金の額を上回る場合は、(B)のインターチェンジ相互間の料金の額

を割引適用後の料金の額とする。)、算出額が負の数又は0となる場合は、(B)のインターチェンジ相互間の料金の額を減じるものとする。なお、算出額が、ハに定める各インターチェンジにより複数となる場合は、これらのうち最も低い値のものを適用する。

$X - Y$

(注) この算式においてX及びYは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：イの表中(D)に掲げるインターチェンジとイに定める自動車が行き交うハに定めるインターチェンジ相互間の首都高速道路株式会社が管理する道路の料金の額(単位：円)

Y：イに定める自動車の通行のうち、首都高速道路株式会社が管理する道路の料金の額(単位：円)

なお、X及びYに用いる料金の額は、⑫の割引を適用する自動車の割引額等を算出する場合は、障害者割引を適用した料金の額とし、⑫の割引を適用しない自動車の割引額等を算出する場合は、都心流入割引を適用した料金の額とする。

(ロ) イの表中3(B)のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、中央ジャンクションと大泉インターチェンジ相互間の料金の額とする。

(ハ) イの表中4(B)のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、大泉インターチェンジと美女木ジャンクション相互間の料金の額とする。

(ニ) イの表中8(B)のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、算出額が正の数となる場合は、算出額及び川口ジャンクションと草加八潮ジャンクション相互間の料金の額を合算した額とし(ただし、これが美女木ジャンクションと草加八潮ジャンクション相互間の料金の額を上回る場合は、美女木ジャンクションと草加八潮ジャンクション相互間の料金の額を割引適用後の料金の額とする。)、算出額が負の数又は0となる場合は、川口ジャンクションと草加八潮ジャンクション相互間の料金の額とする。なお、算出額が、ハに定める各インターチェンジにより複数となる場合は、これらのうち最も低い値のものを適用する。

(ホ) イの表中9(B)のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、算出額が正の数となる場合は、算出額及び草加八潮ジャンクションと三郷インターチェンジ相互間の料金の額を合算した額とし(ただし、これが草加八潮ジャンクションと京葉ジャンクション相互間の料金の額を上回る場合は、草加八潮ジャンクションと京葉ジャンクション相互間の料金の額を割引適用後の料金の額とする。)、算出額が負の数又は0となる場合は、草加八潮ジャンクションと三郷インターチェンジ相互間の料金の額とする。なお、算出額が、ハに定める各インターチェンジにより複数となる場合は、これらのうち最も低い値のものを適用する。

(ヘ) イの表中12から14までの(B)のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の料金の額を減じるものとする。

別紙3中、2.のうち、「令和4年1月14日まで」を「令和4年1月24日まで」に改める。

別紙3中、別添6のうち、

「

C	首都圏中央連絡自動車道等（横浜市金沢区から横浜市戸塚区まで）
---	--------------------------------

」を

「

C	東埼玉道路 首都圏中央連絡自動車道等（横浜市金沢区から横浜市戸塚区まで）
---	---

」に

改める。

別紙3中、別添7（1）のうち、ただし書きを削る。